

# 53 安全保障理事会決議一九七〇(対リビア非軍事的措置)抜粋

採 択 二〇二一年二月二十六日(安保理第六四九一回會)  
三月八日官報(外務省告示七四号)

安全保障理事会は、

リビアにおける情勢に対し深刻な懸念を表明し、文民に対する暴力と武力の使用を非難し、

平和的な示威運動家に対する弾圧を含む重大で組織的な人権侵害を遺憾とし、文民の死に対する深い懸念を表明し、リビア政府の最高レベルからなされた文民たる住民に対する敵対行為と暴力の扇動を無条件に拒否し、(中略) 国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四条に基づき措置をとつて、

1 暴力を直ちに停止することを要求し、住民の正当な要求を満たすための措置を要請する。

2 リビア当局に対し次のことを要請する。

(a) 最大限の抑制をもって行動し、人権及び国際人道法を尊重し、また、国際人権監視委員が直ちにアクセスすることを認めること

(b) 全ての外国人とその資産の安全を確保し、同国からの退去を希望する人々の出国を促進すること

(c) 人道及び医療物資並びに人道機関及び要員の安全な通過を確保すること

(d) あらゆる形態での報道規制を即時に解除すること

国際刑事裁判所への付託  
4 リビアにおける二〇二一年二月一日以降の事態を、国際刑事裁判所の検察官に付託することを決定する。

武器禁輸

9 全ての加盟国は、リビアに対する自国の領域からの若しくは自国の領域を通じた、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは自国に登録された航空機の使用による全ての種類の武器及び関連物資(武器及び弾薬、軍用の車輛及び装備、準軍用

装備並びにこれらの予備部品を含む)並びに軍事的活動又はいかなる武器及び関連物資の提供、維持若しくは使用に関連する技術援助、訓練、資金又はその他の援助(武装兵員(自国の領域の出身であるか否かを問わない)の提供を含む)の直接若しくは間接の供給、販売又は移転を防止するために必要な措置を適用し、ならびに、この措置が次のいずれにも適用されないことを決定する。(以下略)

渡航禁止

15 全ての加盟国は、この決議の別添附属書Iに掲載された、又は24の規定により設立された委員会によって指定された個人が自国の領域に入ることを防止することを決定する(後略)

資産凍結

17 全ての加盟国は、自国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産及び経済資源であつて、この決議の別添附属書IIに掲載された、又は委員会によって指定された個人若しくは団体により、又はそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体により、又はそれらにより所有され、若しくは管理される団体により、直接的若しくは間接的に所有され、又は管理されるものを遅滞なく凍結することを決定する(後略)

指定の基準

22 15及び17の規定に含まれる措置を、それぞれ24(b)及び(c)の規定により、委員会が指定する以下のことを行った個人及び団体に適用することを決定する。

(a) リビア国内の人々に対する重大な人権侵害を行うことを命令、監督、又は指示することに関与又は共謀すること(国際人道法に違反して、文民たる住民及び文民施設に対する攻撃(空爆を含む)を計画、指揮、命令又は実行に関与又は共謀することを含む)

(b) (a)の規定により特定される個人又は団体の代理として又はその指示に基づき行動すること

別添附属書I

渡航禁止

11 カダフィ、ムアンマル・ムハンマド・アブミンヤール(以下略)

